

令和 8 年 1 月 1 9 日

一般競争入札参加者各位

広島市水道事業管理者

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1		<p>提出する書類の日付は提出日によろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。</p>	<p>入札説明書 9(3)ウに記載のとおり、入札書の日付は実際の提出日を記入してください。</p>
2		<p>自家発補給電力の契約はありますか。</p>	<p>自家発補給電力の契約はありません。</p>
3		<p>現在の契約電力が 500kW 以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 （頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。）</p>	<p>契約電力の変更予定はありません。契約書第 8 条第 1 項に記載のとおり、協議して定めるものとします。</p>
4		<p>現在の契約電力と直近 12 か月分の最大需要電力を教えてくださいませんか。最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。</p>	<p>現在の契約電力は 4, 230 kW です。 直近 12 か月分の最大需要電力は、 令和 7 年 12 月分：4, 140 kW 令和 7 年 11 月分：4, 130 kW です。 令和 7 年 10 月分以前は、入札説明書の別紙 3 の使用予定電力量及び実績のとおりです。 現在のところ、契約電力変更の予定はありません。</p>
5		<p>契約電力が 1 施設で 500kW 以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過し</p>	<p>契約書第 8 条第 1 項に記載のとおり、協議して定めるものとします。</p>

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
6		<p>た場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。</p> <p>その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。</p> <p>供給開始後に最大需要電力が契約電力を超過した場合、一般送配電事業者の指示のもと、超過金の支払いではなく契約電力の超過是正をいたします。（超過是正については弊社で決定するものではなく、一般送配電事業者の指示のもと対応すべき事項です。）その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。</p>	<p>なお、基本料金の単価及び電力量料金単価の改定については、契約締結後、契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることとなります。</p> <p>契約書第8条第1項に記載のとおり、協議して定めるものとします。</p>
7		<p>予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。</p>	<p>予備線の契約があります。</p>
8		<p>弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、弊社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
9		<p>請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますがご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1 0		送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書に記載のとおり、使用期間は令和8年4月1日0：00からであり、検針日については、原則毎月1日です。
1 1		電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	問題ありません。
1 2		電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか) 複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	1枚の請求書について、複数の事業者から支払いを行うことはありません。
1 3		自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	自動検針装置は設置されています。
1 4		仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	契約書に記載がない事項については、必要であれば、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
1 5		入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送	入札説明書9(4)に記載するもののほか、指定はありません。 「入札書等の提出について」に記載しているとおりに行ってください。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1 6		<p>用の外封筒での二重封筒で提出する必要はありますでしょうか。</p> <p>入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額（税込）より入札金額（税抜）を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。 	<p>入札附属書（入札書積算内訳）の（注）3 に記載のとおりです。</p> <p>入札説明書9(3)エ(注)2に記載のとおりです。</p> <p>入札説明書9(3)エ(注)2に記載のとおりです。</p> <p>入札附属書（入札書積算内訳）の（注）6 に記載のとおりです。</p>
1 7		<p>弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。</p>	<p>燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、独自の算定方法に基づき、燃料費等調整を実施することはできません。</p>
1 8		<p>弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。</p>	<p>燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりです。</p>
1 9		<p>ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。</p>	<p>基本料金の単価及び電力量料金単価の改定については、契約締結後、契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることとなります。</p>

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
2 0		<p>燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。</p>	<p>燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりです。</p> <p>また、入札価格の算定に当たっては、入札説明書9(11)に記載のとおり、燃料費等調整額は入札金額に含みません。</p>
2 1		<p>落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。</p>	<p>予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が1者の場合は開札日に落札者を決定します。落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札日の翌日（市の休日ではない日）にくじ引きにより落札者（落札者となるべき者）を決定します。開札結果の公表は落札決定後、広島市水道局ホームページにより行います。</p>
2 2		<p>入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。</p>	<p>電気料金の算定は、契約書第10条第1項に記載のとおりとし、同条第2項から第4項に従って算定した基本料金及び電力量料金の合計から、割引がある場合はこれを引いた金額を電気料金とし、当該電気料金に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額を電気料金としてください。</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金および契約単価は、お見込みのとおりです。</p>
2 3		<p>計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データにより</p>	<p>契約書第9条及び第11条に記載のとおりです。</p> <p>Webからダウンロードし印刷した請求書が、適法な支払請求書であれば、問題ありません。</p>

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
2 4		<p>ご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。</p> <p>落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>なお、本契約の条項について疑義があるとき又は、本契約条項に定めのない事項については、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。</p> <p>2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書を入れた封筒と合わせて二重封筒とし、郵送してください。3回目の入札書の提出は不要です。</p>
2 5		<p>契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>入札説明書に記載のとおり、落札決定した日から土日・祝日を含めて5日以内の日付で契約書を取り交わしてください。</p> <p>なお、契約書用紙は本局が交付します。</p>
2 6		<p>発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
2 7		<p>市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。</p>	<p>電気料金の算定については契約書第10条に記載のとおりであり、できません。</p>

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。